

## 規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十八号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該試験等に係る協定を締結したときその他知事が特に必要があると認めたときは、当該手数料を後納することができる。

第二条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

様式第一号（一）から様式第一号（三）まで及び様式第一号（五）から様式第一号（七）までの規定中「~~（五）~~」を「~~（七）~~」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。